

個人情報ファイル簿

整理番号	13	
個人情報ファイルの名称	獣医師法第22条届出	
実施機関の名称	知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	畜産安全課	
個人情報ファイルの利用目的	獣医師法第22条に基づき、都道府県を経由して農林水産省に提出した届出の情報及び農林水産省に農林水産省共有申請サービス（eMAFF）により提出された届出の情報を保管する。	
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	1登録番号、2本籍地の属する都道府県名、3登録年月日、4生年月日、5氏名、6性別、7現住所、8メールアドレス、9業務の種類、10業務の内容、11勤務先、12勤務先の名称、13勤務先の所在地、14業務経験、15防疫業務への協力、16出身地、17出身大学、18メールアドレス等の利用	
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）	県内在住の獣医師	
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）	本人から提出された獣医師法第22条の届出及び農林水産省に農林水産省共有申請サービス（eMAFF）により提出された届出（2年に一度の届出）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	畜産安全課
	所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎5階）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	電算処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	有	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨		無
備考	2年に一度の届出であり、最新のとりまとめの提出期限が令和7年2月28日。 令和6年度の報告分より、法令の改正により、eMAFFによる届出は都道府県を経由しなくなつたが、届出情報については都道府県に共有されている。	

個人情報ファイル簿

整理番号	2181	
個人情報ファイルの名称	飼養衛生管理者リスト	
実施機関の名称	知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	畜産安全課	
個人情報ファイルの利用目的	家畜伝染病発生等、有事の際の連絡体制構築のため	
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	1 氏名、2 飼養衛生管理者の住所、3 電話番号、4 メールアドレス、5 農場名・飼養衛生管理区域名、6 飼養衛生管理区域の代表住所	
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）	県内に所在する農場（牛・豚・家きん・めん羊・山羊・馬）の飼養衛生管理者	
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）	令和2年4月の家畜伝染病予防法の改正に基づく本人からの届出（令和3年度以降は同法第12条の4第1項に基づき本人から提出された定期報告書による）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	畜産安全課
	所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1（本庁舎5階）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	電算処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	有	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	無
備考	紙媒体は各家畜保健衛生所で保有